

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 竹 内 清

茅ヶ崎市教育委員会規則第 3 号

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則（平成 2 6 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会規則

第 1 条中「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（以下「調査会」を「茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」に改める。

第 2 条中「調査会」を「審議会」に改め、「。以下この条及び第 7 条において「法」という。」及び「とともに、教育委員会の諮問に応じて法第 2 8 条第 1 項の調査を行い、その結果を答申する」を削る。

第 3 条第 1 項中「調査会」を「審議会」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「調査会」を「審議会」に改め、同条第 2 項中「調査会」を「審議会」に改め、「及び議事に関係のある臨時委員」を削り、同条第 3 項中「調査会」を「審議会」に、「出席した委員及び議事に関係のある臨時委員」を「出席委員」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を削る。

第 8 条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 1 0 条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第 9 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。